



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ハウスイ  
代表者名 代表取締役会長兼社長 乃美 昭俊  
(コード番号 1352 東証第一部)  
問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一  
(TEL 03-3543-3536)

## 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第82回定時株主総会に、株式の併合に係る議案を付議し、併せて本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成29年10月1日をもちまして、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成29年6月27日開催予定の当社第82回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. (1)変更の理由」に記載のとおり、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とし、発行済み株式総数の適正化を図ることを目的として、当社株式の併合（10株を1株に併合）を行うものです。

##### (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

## ② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

## ③ 併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

併合前の発行済株式総数	83,790,000株
併合により減少する株式の数	75,411,000株
併合後の発行済株式総数	8,379,000株

(注) 「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## ④ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10株未満	240名 ( 7.52%)	497株 ( 0.00%)
10株以上	2,950名 ( 92.48%)	83,789,503株 (100.00%)
合計	3,190名 (100.00%)	83,790,000株 (100.00%)

(注) 本株式併合を行った場合、現在保有株式数が10株未満の株主様240名（その所有株式の合計は497株）は、その保有機会を失うこととなりますが、株式併合前に「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## ⑤ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (3) 併合の条件

平成29年6月27日開催予定の当社第82回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

「1. 単元株式の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本変更につきましては、会社法第182条第2項の定め及び会社法第195条第1項による取締役会の決議に基づき株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

### (2) 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款を対照すると、次のとおりとなります。

(下線部は変更箇所を示しています)

< 現行定款 >	< 変更後の定款案 >
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 定款一部変更の条件

平成29年6月27日開催予定の当社第82回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- (1) 平成29年5月15日 株主総会招集決定取締役会決議
- (2) 平成29年6月27日（予定） 第82回定時株主総会決議日
- (3) 平成29年10月1日（予定） 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
- (4) 平成29年10月1日（予定） 発行可能株式数変更の効力発生日
- (5) 平成29年10月1日（予定） 定款一部変更の効力発生日

\*上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることをいいます。今般、当社では、1,000株から100株への単元株式数の変更と10株を1株とする株式併合を予定しております。

### Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社におきましても、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することいたしました。併せて、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を充たし、各株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q 3. 株主の所有株式数と議決権はどうなりますか。

#### A 3. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。（具体的なスケジュールはQ 3.のとおりです。）

#### 【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年10月1日予定）前後で、ご所有の株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,300株	1個	130株	1個	なし
例3	525株	なし	52株	なし	0.5株
例4	9株	なし	0株	なし	0.9株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において例2は30株、例3は52株）がありますので従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用いただけます。具体的なお手続きに

については、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

- ・例3及び例4にて発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.9株）につきましては当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q4. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A4. 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日（火） 定時株主総会開催日

平成29年9月26日（火） \*1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日（木） \*100株単位での売買開始日

平成29年10月1日（日） \*単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成29年11月上旬 \*株主様へ株式併合割当通知発送

平成29年12月初旬 \*株主様へ処分代金の支払い開始

\*印は、平成29年6月27日に開催の提示株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか。

A4. 株式併合を実施しても、その前後で、当社の資産や資本に変更は生じませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値は変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A5. 株式併合により、株主様のご所有の株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様のお受け取りになれる配当金の総額に影響が生じることありません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 株主は何か手続きが必要ですか。

A6. 特段のお手続きの必要はございません。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更、株式の併合、単元未満株式の買取りその他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9時から17時まで（土日、祝日を除く）